

生駒市条例第5号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 生駒市国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「生駒市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（）」を「生駒市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。）」に改める。

第5条第1項中「420,000円」を「404,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、同条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに16,000円を加算するものとする。

第7条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

」を「法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。